

災害時における宿泊施設の提供に関する協定概要

- 大規模災害時には、高齢者や障害者、乳児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、多様な避難場所を確保することが必要
- また、災害時の交通途絶による帰宅等困難者への支援も必要
- このため、奈良県と奈良県旅館・ホテル生活衛生同業組合(以下、組合)は、要配慮者の宿泊施設への避難、及び帰宅等困難者への支援のため、「災害時における宿泊施設の提供に関する協定」を締結する

①大規模災害時の要配慮者の受入れ

県からの要請に基づき、組合は可能な限り要配慮者の宿泊を受け入れる

要配慮者

- ・高齢者
- ・障害者
- ・乳児、妊産婦等



- ・家族
- ・介護者

住宅・施設等

福祉避難所(社会福祉施設等)

指定避難所 (学校等)

市町村による
要配慮者の選定

健康上の特段の配慮等
が必要な要配慮者

宿泊施設(旅館・ホテル)

要配慮者の宿泊受入れ(食事提供を含む)

専門的支援や保護の
必要性の高い要配慮者

- 【手順】
- ①市町村からの要請に基づき、県は組合に宿泊の受入要請を行う
 - ②組合は協力可能な宿泊施設を県に伝え、県は市町村に情報提供する
 - ③市町村は組合に利用申込を行い、組合の会員旅館・ホテルが要配慮者を受け入れる
- ※宿泊費用は県が支払い(財源は、国・県で負担)

②災害時の帰宅等困難者への支援

宿泊施設は、自主的に水、トイレ等を提供する

帰宅等困難者

- ・通勤、通学、買い物途中
- ・観光客 など



宿泊施設(旅館・ホテル)

自主的に、水やトイレ等を提供(県は費用負担せず)

